

福祉サービス第三者評価推進委員会の運営に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、福祉サービス第三者評価推進委員会設置要綱第10条の規定に基づき、福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」という。）の運営について定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開するものとする。

ただし、次回の会議について委員長から非公開とする発議があり、出席委員の過半数の賛成を得たときは、その会議を非公開とすることができる。

2 会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録及び会議資料)

第3条 会議の概要は、議事概要によって記載するものとする。

2 議事概要は、次の事項を除いて公開する。

(1) 発言した委員の氏名

(2) 前号に掲げる者の氏名が推定され得ると認められる発言部分

(3) 個人又は団体に関する情報であって、特定の個人又は団体が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められる発言部分

(4) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる発言部分

3 会議資料は、公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるものを除いて公開する。

(雑 則)

第4条 この規程に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成19年8月21日から施行する。